

情報通信審議会情報通信技術分科会  
航空無線通信委員会第 15 回会合 議事要旨

- 1 日時 平成 22 年 12 月 21 日(火) 10:00~10:45
- 2 場所 経済産業省 別館 850 会議室
- 3 出席者
  - (1) 構成員(敬称略)  
森川 博之(主査)、小瀬木 滋(主査代理)、今宮 清美、加藤 敏、  
原 尚子、若尾 正義
  - (2) オブザーバー  
株式会社日本航空インターナショナル 上野 誠  
情報通信ネットワーク産業協会 八木 敏晴
  - (3) 事務局  
衛星移動通信課 巻口課長、中澤企画官、田中課長補佐、長澤係長

4 議題

- (1) 前回議事要旨(案)の確認について
- (2) 報告案について
- (3) その他

5 議事概要

議事次第に基づき、森川主査及び巻口課長から挨拶の後、森川主査から本日の出席者について紹介があり、委員会運営方針第 3 項(6)に基づき、オブザーバーとして株式会社日本航空インターナショナル 上野氏及び情報通信ネットワーク産業協会 八木氏の出席が認められた。

続いて、事務局から、配付資料の確認を行った後、森川主査により議事が進められた。

(1) 前回議事要旨の確認について

事務局から、資料 10-15-1 に基づき、航空無線通信委員会(第 14 回)会合の議事要旨案について説明が行われた。当該議事要旨案について意見がある場合には、平成 22 年 12 月 27 日(月)までに事務局あて連絡を行うこととなった。

(2) 報告案について

事務局から、資料 10-15-2 に基づき、「情報通信審議会 情報通信分科会

航空無線通信委員会報告（案）」（以下、「報告案」という。）について小瀬木主査代理から説明がなされ、続いて以下の質疑応答がなされた。

小瀬木主査代理 最初に、航空無線通信委員会の審議を進めるにあたり、今回改訂された内容の原本が英語であり、膨大な作業量かつ読み切れていない部分もあるので、それら考慮してご議論を進めて頂ければと考える。

森川主査 資料 10-15-2「報告案」別紙4の英語の記載があるページが ICA085 改訂の原本で、同別紙2に記載があるのが ICA085 改訂を日本語でまとめたものであるのか？

小瀬木主査代理 その通りである。

森川主査 2つほど質問がある。1つは、「情報通信審議会 情報通信技術分科会」に提出する報告案の改訂すべき結果が資料 10-15-2「報告案」別紙3となっているが、これが「情報通信審議会 情報通信技術分科会」に報告する内容の結論ということでしょうか？

事務局 資料 10-15-2「報告案」別紙3は「情報通信審議会 情報通信技術分科会」に提出する検討結果となっており、実際は同資料中別紙2となっている。同別紙2は、大きくわけて「1. 電波法関係規則に反映すべき事項」と「2. 今後も検討すべき事項」の構成になっており、電波法関係事項の項目について抽出したものが記載されている。これらの項目を個別に検討を行い、電波法関係規則に反映するまたは反映しないことの結果をまとめたのが同別紙3となっている。

森川主査 資料 10-15-2「報告案」別紙2の各項目について、どのように反映するかということを示さなくても良いのか？

事務局 電波法関係規則に反映する部分については、行政の業務として衛星移動通信課の方で反映する内容の検討を行い、作業させていただく。今回は、ICA085 改訂について、電波法関係規則に係る事項であり、反映するまたは反映しない部分について検討を行い、報告書にまとめた次第である。

森川主査 通常、修正文言を資料 10-15-2「報告案」に記載するのが常だ  
と思うが、記載しなくても良いのか？

事務局 新たに技術的条件を定めるものについては、修正文言を記載する  
が、今回の ICA085 改訂は告示レベルの内容であり、航空無線通信委員会  
航空監視システム作業班及び航空無線電話・航法システム作業班合同回  
議、情報通信審議会情報技術分科会航空無線通信委員会で修正文言の詳  
細な部分を記載することは、従来からも行っていない。ただし、具体的  
に制度化するにあたり、修正文言は、パブリックコメントまたは重要な  
事柄にあっては、電波監理審議会に諮り、修正をしていくこととしてい  
る。

森川主査 もう一つの質問だが、資料 10-15-3「航空無線通信委員会報告  
(案) 概要版」3頁「審議結果の概要」について「d) ACAS、ADS-B 及び  
TIS-B で受信した航跡を一つの表示で見せる機能の要件については」の  
部分だが、この文言であれば電波の質に関係ないと思うのだがいかが  
か？

小瀬木主査代理 ACAS、ADS-B 及び TIS-B で受信した航跡の表示部分のみ  
なので電波法に関係ないと思われるが、総合通信局に聞いたところ、無  
線機器の表示の部分について重要な部分であれば電波法に記載されてい  
る例があるのではという回答があった。よって今回はこの場で結論を出  
さなくてよいのではという議論になった次第である。

(オブザーバー) 上野 小さなことだが、資料 10-15-3「航空無線通信委  
員会報告(案) 概要版」3頁「審議結果の概要」について「a) SSR の SI  
能力に関する部分等は」の部分で「は」または「を」であるのかどちら  
か？

事務局 資料 10-15-3「航空無線通信委員会報告(案) 概要版」3頁「審  
議結果の概要」について「a) SSR の SI 能力に関する部分等は」の書き  
ぶり以降、この表現で統一されているということでご理解頂きたい。

今宮 資料の見方で質問がある。資料 10-15-2「情報通信審議会 情報通  
信技術分科会 航空無線通信委員会報告(案)」の 82 頁「3.1.1.7.9.1」  
項目で取消線と網掛けの意味合いはどのようなことであるか？全ての

トランスポンダは 1200 回の応答ではなく、500 回の応答ということではないのか？

小瀬木主査代理 資料 10-15-2「情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空無線通信委員会報告(案)」の 79 頁に ICAO ステートレターの標準的な書き方が記載されている。取消線は、文章を削除、網掛け部分は文章の追加、取消線の後に網掛け部分は文章の削除のあと、新たな文章で置き換えを意味している。よって、同 82 頁「3.1.1.7.9.1」項目については、全てのトランスポンダは 500 回の応答ではなく、1200 回の応答ということで書き換えられている。実は、同「3.1.1.7.9.1」の項目は、以前から 1200 回の応答ということで記載されており、どのような場合に 1200 回の応答能力が必要であるか読み切れない部分であった。よって、今回の ICAO85 改訂で条件を明確にするような文章にした経緯がある。

森川主査 資料 10-15-2「情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空無線通信委員会報告(案)」についてその他質問があれば、12 月 27 日(月)までに事務局へお知らせ願いたい。来年には、「情報通信審議会 情報通信技術分科会」により、資料 10-15-2「情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空無線通信委員会報告(案)」をもとに報告させていただくスケジュールとなっているのでよろしく願いたい。

### (3) その他

事務局 今後のスケジュールであるが、平成 23 年 2 月に開催される「情報通信審議会 情報通信技術分科会」に今回議論した内容について報告させていただく予定である。「情報通信審議会 情報通信技術分科会」の報告の後、ICA085 改訂中の電波法関係規則に関係する必要部分について、反映を行う作業を行った後、パブリックコメントを経て、平成 23 年 4 月頃に施行する予定で進めたいと考えている。またその作業の過程で必要に応じ、ご意見を伺うことがあればよろしくご協力をお願いしたい。

森川主査 事務局から提案があった今後のスケジュールに基づいて進めていきたいと考えている。その際、事務局から連絡があった際、皆様方にもご協力をお願いしたい。

本日の議論について、森川主査から各委員に対し謝辞の挨拶の後、閉会の挨拶があった。